

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

| 目次 | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| 告示 | 1 |
| 保安林の指定(八一・森林整備課) | 2 |
| 都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(八二・都市計画課) | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了(八三・平鹿地域振興局建設部) | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了(八四・雄勝地域振興局建設部) | 2 |
| 建築基準法による道路位置の指定(八五・平鹿地域振興局建設部) | 2 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|----|---------------------------------|----------------------------|--------|-------------|----------------------------------|--------------------------|-----------------------|--|---|---------------------------------------|
| 山本郡 " " " " " " 砂子沢 タウノス | 郡市 | 森 林 の 所 在 場 所 | 町村 | 地 番 | 全 面 積 | 台帳 (平方メートル) 見込み (ヘクタール) | 保安林指定 見込面積 (ヘクタール) | 指定の目的 土砂の崩壊 の防備 | 伐採種別 標準伐期 主伐として 伐採する ことができ る立木は、 当該立木の 所在する市 町村に係る 市町村森林 整備計画で 定める標準 伐期以上 のものとする。 | 立木の伐採の方法 間伐その他 の特別採 の伐採に係 るもの場合 | 立木の伐採 の並及び 法の植栽の 樹期間及 び樹種 |
| | 大字 | | 七〇の四 七〇の五 一六〇の 六四 | | | | | | | | |
| | 字 | | 一、四二九 一、九八一 一四、七九一 | | | | | | | | |
| | 地番 | | 〇・一四二九 〇・一九八一 一・四九七一 | | | | | | | | |
| (「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡山本町に備え置いて縦覧に供する。) | | | | | | | | | | | |

告 示

秋田県告示第八十一号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、
 次の森林を保安林に指定する。
 平成十六年一月二十七日
 秋田県知事 寺田典城

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(リハビリテーション・精神医療セン
 ター)……………3
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)三件……………4
 県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部)……………4
 選挙管理委員会告示……………5
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(八)……………5
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(九)……………5

| | | | | |
|------------------------|---|-----------|----------|------------|
| 有限会社 伊藤住宅 取締役 伊藤 照男 | 二、三百二十八番地二の内、三百二十五番地一 番地一 地先、三百二十八番地二 地先 | 三四・〇七メートル | 八・〇〇メートル | 平成十六年一月一九日 |
|------------------------|---|-----------|----------|------------|

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により、公告する。
平成十六年一月二十七日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 調達する役務の内容及び数量
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター清掃業務 一式
 - (二) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 履行期間
平成十六年四月一日（木）から平成十七年三月三十一日（木）まで
 - (四) 履行場所
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (一) 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九條の十五に定める基準に適合すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一九 二四一三 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター事務部総務管理班（電話〇一八 八九二 三三五二）
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年一月二十七日（火）から同年二月二十日（金）までの期間、随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年三月八日（月）午後一時三十分
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター大会議室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六條に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (五) 契約書作成の要否 要
 - (六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
Summary
1 Nature and quantity of the services to be required : Cleaning Service ,

Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center 1 set
 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 8 March, 2004
 3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center, 352 Kamiyodogawa 2za-Gohyakukarita, Kyowa Town, Senboku-gun, Akita Prefecture 019-2413, Japan
 TEL 018-892-3751

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年十二月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ひまわりの会
- 三 代表者の氏名
小笠原 理 恵
- 四 主たる事務所の所在地
本荘市花畑町一丁目二十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、保護者の長時間就労や夜間就労に伴い、保育に欠ける状態を余儀なくされている、親と子どもに対して、安心して預けられる場を提供することで、地域の子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年十二月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 教育総合支援協会
- 三 代表者の氏名

- 四 主たる事務所の所在地
秋田市牛島西一丁目十三番二十号B
- 五 定款に記載された目的

この法人は青少年、特に不登校生徒・児童・中途退学の生徒に対して、子どもとその親、教職員その他個人を支援するさまざまな交流・情報の提供、教育の情報化支援などの活動を通してフリースクールおよびサポート校運営、情報化推進などに関する事業を行い、子供の健全育成、教育の情報化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年十二月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 NPO交通安全0を目指す会
- 三 代表者の氏名
石田 哲 治
- 四 主たる事務所の所在地
秋田市外旭川字水口百五十五番一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般社会市民に対して、幅広い交通事故撲滅運動を行うとともに、不特定多数の市民、団体等を対象に調査、研究、啓蒙活動を行い、もって交通事故の減少、地域の安全、健全なまちづくり等の公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(土淵地区ほ場整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十六年一月二十八日から同年二月二十五日まで
三 縦覧場所 協和町役場

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年一月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三二六
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超えた数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、七一一

秋選管告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年一月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市 八四、四九六
能代市 一四、七六一
横手市 一〇、九二九
大館市 一八、一七六
本荘市 一二、一五〇
男鹿市 八、四一八
湯沢市 九、三九一
大曲市 一〇、六八三

鹿角市鹿角郡 一二、六六九
北秋田郡 一八、〇七五
山本郡 一三、三八九
南秋田郡 一九、八八一
河辺郡 五、二一八
由利郡 二〇、九一一
仙北郡 三一、八三二
平鹿郡 一八、五五六
雄勝郡 一二、五七九

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十五年四月十五日付け秋田県公報第千四百六十一号掲載の秋田県告示第三百一十号(道路区域の変更)(原稿誤り)
十ページ道路の区域表中「一・六六〇」は「一・一一六」の誤り。

平成十五年十二月十六日付け秋田県公報第千五百三十一号掲載の秋田県告示第千四百一十号(道路区域の変更及び供用開始)(原稿誤り)

三 五、七
北秋田郡鷹巣町綴子字上館ケ沢一二〇番地先から字
で
北秋田郡鷹巣町綴子
は
北秋田郡鷹巣町綴子
まで
飯戸内四四番一地先
は
北秋田郡鷹巣町綴子
字上館ケ沢一二〇番地先から字飯戸台四四番一地先
の誤り。

平成十五年十二月十六日付け秋田県公報第千五百三十一号掲載の秋田県告示第千六号(道路区域の変更)

(原稿誤り)

三

後ろか
ら一か
番地先まで
秋田市新屋船場町四番十二
地先から川元開和町二一〇
番地先まで
秋田市新屋船場町四番二二
地先から川元開和町二一〇
番地先まで

四

一
秋田市新屋船場町四番十二
地先から川元開和町二一〇
番地先まで
秋田市新屋船場町四番二二
地先から川元開和町二一〇
番地先まで

平成十五年八月八日(第千四百九十四号)掲載の秋田県公告(土地改良区の役員
の退任及び就任の届出)

(原稿誤り)

七

上

終わり
から二
山崎
剛

山

剛

七

下

終わり
から十
山崎
剛

山

剛

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0862)876600
E-mail:matsubara@matsubaranatsusha.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄